

## 高校生向け教材・小中学生向け視聴覚教材の作成について

平成28年3月23日

平成30年3月30日改正

### 1 基本方針

法教育推進協議会に「教材作成部会」を置き、同部会において、①高校生を対象とした法教育授業において活用できる教材例、②平成25年度に作成した小学生向け教材例及び平成26年度に作成した中学生向け教材例（以下、これらを併せて「小中学生向け教材例」という。）を活用した法教育授業において使用できる視聴覚教材を作成する。

### 2 作成する教材例の内容

#### (1) 高校生向け教材例

##### ア 目的

教材例を活用した法教育授業を通じ、高校生が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方（具体的には、①様々な人たちが社会の中でお互いを尊重しながら共に生きていく上で、法やルールが不可欠なものであるという規範意識や主体的に法やルールを策定し利用するという意識を育むとともに、②多面的・多角的な課題につき、自ら考え、自らの意見を主体的に述べるとともに、他人の主張を公平に理解し、多様な意見を調整して合意を形成したり、③法やルールを活用して将来の紛争を予防し、生じた紛争の適正な解決を図ることのできる資質や能力）を身に付けるよう促すことを目的とする。

##### イ 内容

教材例を活用した法教育授業を通じて、高校生が自然と法的なものの考え方を身に付けられるよう、3～4つのテーマを選定し、各テーマにつき多面的・多角的な課題を設定した上で、班別学習（グループワーク）・役割演技（ロールプレイング）、議論（ディスカッション）、発表（プレゼンテーション）の機会を多く取り入れる。

#### (2) 小学生・中学生向け視聴覚教材例

##### ア 目的

法教育推進協議会が作成した小中学生向け教材例を活用した法教育授業において使用できる視聴覚教材を作成することで、小中学校向け教材例を用いた法教育授業の実施率を高め、法教育の更なる普及を進めると

ともに、同教材例を活用した法教育授業の学習効果を高めることを目的とする。

## イ 内容

授業者が、時間的・心理的負担なく、手軽に小中学生向け教材例を利用できるように、同教材例の内容と連携（リンク）させるとともに、小中学生に授業内容に興味を持たせ、学習効果を高めるよう、「ハウリス君」等のアニメーションや音声を多用する。

## 3 部会の組織

- (1) 部会の構成員は、総監修（3名）、高校生向け教材執筆グループ、小中学生向け視聴覚教材作成グループ及び法的助言グループ（3名程度）とする。
- (2) 高校生向け教材執筆グループは、作成する教材例のテーマに応じて1グループ2～3名程度で構成することとし、各グループに主担当1名を置く。
- (3) 小中学校向け視聴覚教材作成グループは、3～4名程度で構成することとし、主担当1名を置く。

## 4 運営

- (1) 活動期間は平成32（2020）年3月までとする。
- (2) 部会の庶務は、法務省大臣官房司法法制部司法法制課が行う。
- (3) 部会の運営は非公開とする。
- (4) 部会が作成した教材例は、法教育推進協議会に提出する。
- (5) 部会が作成した教材例の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、国に帰属させる。